

# 青森県報

号外第五十八号

平成二十八年  
六月十五日  
(水曜日)

## 目次

選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)：一

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「選挙権を有しない者の通知」を「選挙権を有しない者に係る通知」に、

「投票所借料承認の手続」を「投票所及び共通投票所の借料承認の手続」に、

「第二十二条 投票所の告示及び報告」を

「第二十二条 投票所の告示及び報告

第二十二條の二 共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示及び通知

「第四十四条の四 投票箱の点検」を

「第四十四条の四 投票箱の点検

第四十四条の五 期日前投票所借料承認の手続

第四十四条の六 期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の告示及び通知

める。

第三条の見出しを「(選挙権を有しない者に係る通知)」に改め、同条中「第一条

(選挙権を有しない者の通知)」を「第一条の三(選挙権を有しない者に係る通知)

第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村委員会は、令第一条の三第二項の規定による通知をするときは、第二号様

式及び第三号様式に準じてしなければならない。

第二十条の見出しを「(投票所及び共通投票所の借料承認の手続)」に改め、同条

に次の二項を加える。

2 前項の規定は、共通投票所の借料承認の手続について準用する。

3 前二項の規定は、県の議会の議員及び知事の選挙における投票所及び共通投票所

の借料の承認の手続について準用する。

第二十二條第二項中「第六十五条の十三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人

の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)第三項」を「第六十五条の十三

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用

の特例)第四項」に改める。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示及び通知)

第二十二條の二 市町村委員会は、法第四十一条の二(共通投票所)第四項の規定に

よる告示をするときは、第三十六号様式の二に準じてしなければならない。

2 市町村委員会は、令第四十九条(共通投票所を開かず、又は閉じる場合の通知)

の規定により共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知をするとき

は、第三十六号様式の三に準じてしなければならない。

第二十三條第二項中「期日前投票所」を「共通投票所及び期日前投票所」に改める。

第三十七條第一項中「ただし書」を削る。

第四十四条の四の次に次の二条を加える。

(期日前投票所借料承認の手続)

第四十四条の五 第二十条(投票所及び共通投票所借料承認の手続)の規定は、期日

前投票所の借料の承認の手続について準用する。

(期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の告示及び通知)

第四十四条の六 市町村委員会は、法第四十八条の二（期日前投票）第四項の規定による告示をするときは、第六十一号様式の三及び第六十一号様式の四に準じてしなければならない。

2 市町村委員会は、令第四十九条（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知）の規定により期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知をするときは、第六十一号様式の五及び第六十一号様式の六に準じてしなければならない。

第六十二条中「（投票所借料承認の手続）」を削る。

第六十三条第一項中「ただし書」を削り、同条第三項中「（繰延開票の通知等）」を「（繰延開票に関する通知）」に改める。

第六十七条第二項中「（繰延選挙会又は繰延選挙分会の通知等）」を「（繰延選挙会又は繰延選挙分会に関する通知）」に改める。

第八十三条第一項中「（繰延開票の期日の決定及び通知）」を「（繰延開票の決定及び通知）」に改める。

第一号様式中「有しなくなった」を「有しない」に改める。

第二号様式から第四号様式までを次のものに改める。

第二号様式（第三号関係）

第 号  
第 年 月 日

市（町、村）選挙管理委員会委員長 殿

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じた（なくなった）  
ことについて（通知）

当市（町、村）に住所を移し、当市（町、村）に本籍を有する下記のものについて、公職選挙法第11条第1項（公職選挙法第252条、政治資金規正法第28条）の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じた（なくなった）ので、公職選挙法施行令第一条の三第二項の規定により通知します。

氏 名	生年月日	性別	現 住 所	前 住 所	備 考

注 備考欄には、選挙権及び被選挙権を有しなくなる事由が生じた年月日又は選挙権及び被選挙権を有しなくなる事由がなくなった年月日並びに選挙権及び被選挙権の停止の場合にあつては、その停止期間を記載すること。

第三号様式（第三号関係）

第 号  
第 年 月 日

市（町、村）選挙管理委員会委員長 殿

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じた（なくなった）  
ことに係る通知を受けたことについて（通知）

当市（町、村）に住所を有し本籍を有しない下記のものについて、（政治資金規正法第28条第4項において準用する）公職選挙法第11条第3項（公職選挙法施行令第1条の3第2項）の規定による通知を受けたので、公職選挙法施行令第1条の3第2項（同項）の規定により通知します。

記

氏 名	生年月日	性別	現 住 所	前 住 所	備 考

注 備考欄には、選挙権及び被選挙権を有しなくなる事由が生じた年月日又は選挙権及び被選挙権を有しなくなる事由がなくなった年月日並びに選挙権及び被選挙権の停止の場合にあつては、その停止期間を記載すること。

記

第三号様式 関係

第二十二号様式の五中「満20年」を「満18年」に改める。  
 第二十五号様式及び第二十六号様式中「期日前投票所」を「共通投票所、期日前投票所」に改める。  
 第二十七号様式中「投票区名」を「投票区（共通投票所）名」に改める。  
 第二十八号様式から第三十号様式までの様式中「期日前投票所」を「共通投票所、期日前投票所」に改める。  
 第三十一号様式中

投票区名	使用建物				借料	田
	名称	管理者名	投票所の面積	借料		

投票区名	使用建物				借料	田
	名称	所在地	管理者名	投票所の面積		

注 借上理由は詳細に記載してください。  
 改める。

第三十二号様式中「投票所」を「投票所（共通投票所）」と、「第40条第1項ただし書」を「（第41条の2第6項において準用する）第40条第1項ただし書」と、「投票所の名称」を「投票所（共通投票所）の名称」に改め、同様に注として次のように加える。  
 注 共通投票所の場合にあつては、投票区名の欄を削る。

第三十三号様式及び第三十四号様式を次のように改める。  
 第三十三号様式（第二十一条関係）  
 市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名  
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第四十一条の二第六項、第四十八条の二

第六項において準用する）第四十条第一項ただし書の規定により、 年 月 日執行の何選挙の何投票区の投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を次のとおり繰り上げる（繰り下げる）ので同条第二項の規定により告示する。  
 年 月 日

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区名	投票所（共通投票所、期日前投票所）の名称	投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻	投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻
------	----------------------	------------------------	-------------------------

注 共通投票所及び期日前投票所の場合にあつては、投票区名の欄を削る。  
 第三十四号様式（第二十一条関係）

第 年 月 日  
 第 年 月 日  
 第何投票区（共通投票所、期日前投票所）  
 投票管理者 殿

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名  
 投票所（共通投票所、期日前投票所）の開閉時刻  
 の繰上げ（繰下げ）について（通知）

公職選挙法（第41条の2第6項、第48条の2第6項において準用する）第40条第1項のただし書の規定により、 年 月 日執行の何選挙について貴殿が管理する投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻（閉じる時刻）を下記のとおり繰り上げ（繰り下げ）たので、同条第2項の規定により通知する。

記

- 1 投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻
  - 2 投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻
- 第三十五号様式中「第四十一条第一項」を「（第四十一条の二第六項、第四十八条の二第六項において準用する）第四十一条第一項」に、「（期日前）投票所」を「投票所（共通投票所、期日前投票所）」に改め、同様式の注を次のように改める。
- 注 共通投票所の場合にあつては、

「投票区分名 投票所の名称」は「共通投票所の名称」とし、期日前投票の場合にあつては、

「投票区分名 投票所の名称」は「期日前投票所の名称」とし、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、

「投票区分名 投票所の名称」は「投票区分名 投票所の名称」は「期日前投票所の名称」とする。

第三十五号様式の二中「期日前投票所」を「期日前投票所（共通投票所）」、「第六十五条の十三第三項」を「第六十五条の十三第四項」に改める。

第三十六号様式中「何投票区分の（期日前）投票所」を「何投票区分の投票所（共通投票所、期日前投票所）」に、「第四十一条第二項」を「（第四十一条の二第六項、第四十八条の二第六項において準用する）第四十一条第二項」に、「期日前投票所」を「共通投票所（期日前投票所）」に改める。

第三十六号様式の次に次の二様式を加える。

第三十六号様式の二（第二十一条の二関係）

市（町、村）選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十一条の二第三項の規定により、

年 月 日 執行の何選挙における次の共通投票所を開かない（閉じる）こととしたので、同条第四項の規定により告示する。

共通投票所の名称	所在地
	市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

--	--

第三十六号様式の三（第二十一条の二関係）

第 年 月 日

共通投票所 投票管理者 殿

開票管理者

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所を開かない（閉じる）ことについて（通知）

公職選挙法第41条の2第3項の規定により、

年 月 日 執行の何選挙について下記の共通投票所を開かない（閉じる）こととしたので、公職選挙法施行令第49条の規定により通知する。

記

- 1 共通投票所の名称
  - 2 共通投票所の所在地
- 第三十七号様式及び第三十八号様式中「期日前」を「共通、期日前」に改める。
- 第六十一号様式の二の次に次の四様式を加える。

第六十一号様式の三（第四十四条の六関係）

市（町、村）選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第三項の規定により、

年 月 日 執行の何選挙における次の期日前投票所を開かない（閉じる）こととしたので、同条第四項の規定により告示する。

年 月 日

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所の名称	所在地

第六十一号様式の四（第四十四条の六関係）

市（町、村）選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第三項の規定により開かない（閉じる）こととした次の期日前投票所を開くこととしたので、同条第四項後段の規定により告示する。

年 月 日

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所の名称	所在地

第六十一号様式の五（第四十四条の六関係）

期日前投票所 投票管理者 開票管理者 殿

第 年 月 日

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所を開かない（閉じる）ことについて（通知）

公職選挙法第48条の2第3項の規定により、年 月 日執行の何選挙について下記の期日前投票所を開かない（閉じる）こととしたので、公職選挙法施行令第49条の9の規定により通知する。

記

- 1 期日前投票所の名称
- 2 期日前投票所の所在地

第六十一号様式の六（第四十四条の六関係）

第 年 月 日

期日前投票所 投票管理者 開票管理者 殿

市（町、村）選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所を開くことについて（通知）

年 月 日執行の何選挙において、公職選挙法第48条の2第3項の規定により開かない（閉じる）こととした下記の期日前投票所を開くこととしたので、公職選挙法施行令第49条の9後段の規定により通知する。

記

- 1 期日前投票所の名称
- 2 期日前投票所の所在地

年 月 日

の規程は、平成二十八年六月十六日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭